

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第七条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更)</p> <p>第六条 法第七条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第六条に規定する教育保育概要として同条の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの</p> <p>(法第八条第一項の規定による報告の方法等)</p> <p>第七条 法第八条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項</p> <p>三 法第六条の規定により周知された同条に規定する教育保育概要</p>	<p>(法第七条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更)</p> <p>第六条 法第七条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第六条第一項に規定する教育保育概要として同項の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの</p> <p>(法第八条第一項の規定による報告の方法等)</p> <p>第七条 法第八条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該認定こども園が法第三条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項</p> <p>三 法第六条第一項の規定により周知された同項に規定する教育保</p>

を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める
事項